

居宅訪問型病児・病後児 保育利用料助成事業



事業の概要

子どもが病気で保育園や学校に行けず、保護者が仕事などの理由で看護できないときに、ベビーシッターによる保育サービスを利用した世帯に、その利用料の一部を助成します。

助成の内容

*対象児童 生後57日から小学校6年生まで。

*利用料のうち、1時間につき **1,000** 円^{*1} を上限に助成します。

*1日の利用助成時間は **11時間** まで。

*1人の児童につき、年間 **44,000** 円^{*2} まで。

(生活保護世帯・市民税非課税世帯は、それぞれ2,000円^{*1}と88,000円^{*2}とします。)

※助成券やクーポン券等で他からの助成を受けている場合は、その金額は助成の対象になりません。
 ※入会金、年会費、登録料その他これらに準ずる費用は原則として助成の対象になりませんが、月会費に一定の回数分の保育料が既に含まれている場合など、一部、保育にかかる費用とみなして助成の対象となる場合もあります。
 ※保育サービスを利用した日の前後5日以内に、医療機関を受診していることが必要です。
 ※狛江すこやか病児保育室のご利用は助成対象ではありません。

申請方法

電子申請又は、郵送若しくは窓口で申請いただけます。

申請の際、以下の書類をご用意ください（電子申請の場合は③④）。

- ① 申請書 ②請求書 ③保育サービスの領収書（利用明細書）
 ④ 医療機関の診療明細書、お薬手帳等

*①②は、市ホームページからダウンロード可。

*対象となる事業者（(公社)全国保育サービス協会加盟事業者、ほか）や事業の詳細は、市ホームページをご覧ください。

電子申請



狛江市ホームページ



申請期限： 利用日から6ヵ月後の末日以内

■申請場所・問い合わせ■

狛江市子ども家庭部子ども政策課企画支援係
 電話 03-3430-1111 内線 2312